

高齢者の皆さんの生活を支援する事業をご紹介します



介護福祉課地域包括支援センター系の事業をご紹介します

地域にお住まいの高齢者や一緒に暮らすご家族の方が安心して生活できるように福祉、介護、健康、医療などに関するさまざまな相談・支援を行います。

地域包括支援センターの主な業務

〈総合相談〉生活の中で困っていることや心配なことについて、適切なサービスや機関に繋ぐお手伝いをします。

〈虐待・権利擁護〉人権や財産などを守るための支援を行います。

〈介護予防マネジメント〉「要支援 1、2」に該当した方の介護予防プラン作成などを行います。

〈地域のケアマネージャーなどへの支援〉ケアマネージャーなどへ助言や支援を行います。

▼福生市地域包括支援センター福生

【場所】市役所 1 階 9 番介護福祉課内

【開所時間】月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（水曜日は午後 8 時まで）

※土曜日の正午～午後 1 時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 551・1537

▼福生市地域包括支援センター熊川

【対象】五日市街道より南側にお住まいの 65 歳以上の方または介護保険の「要支援 1、2」の認定を受けた 40 歳から 65 歳未満の方

【場所】福祉センター 2 階

【開所時間】月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土曜日の正午～午後 1 時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 510・2945

在宅介護支援センターを紹介します

在宅介護支援センターでは、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問し、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、高齢者の見守り活動をしています。訪問させていただいた際は、お気軽にご相談ください。

▼在宅介護支援センター加美

【住所・電話番号】福生 3244-10 特別養護老人ホーム第 2 サンシャインビル内・☎ 553・3720

▼在宅介護支援センター武蔵野

【住所・電話番号】福生 2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内・☎ 553・6695

▼在宅介護支援センター南田園

【住所・電話番号】南田園 2-9-1 グリーンシティ南田園 103・☎ 539・0007

介護予防事業のご案内

①一般高齢者向け介護予防教室

介護保険要介護認定の「要支援」「要介護」に該当しない方の介護予防を目的とした元気はつらつ教室、脳と体のトレーニング教室、高齢者筋力向上トレーニング教室を行います（教室開催時に広報ふっさでお知らせします）。

②運動指導員派遣事業

依頼があった町会、自治会、老人会、小地域活動等に運動指導員を派遣し、1 時間程度の体操指導を行います。身近な会館等で体操を行うことをきっかけに、介護予防のための集いの場ができることを目的とします。

③理学療法士出張相談

理学療法士が地域に出向き、介護予防のための講話や生活についてのアドバイス、転倒予防のための体操指導などを行います。

〈①②③共通〉

【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

介護福祉課高齢福祉系の事業をご紹介します

高齢者への各種福祉施策を行っています。

生きがい活動支援デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。

【利用料】基本サービス…1 回 180 円（市民税非課税・生活保護の方は無料）

食事サービス…1 食 350 円（おやつを提供する場合は 450 円）

生活支援ショートステイサービス事業

短期間の宿泊により、日常生活に対する指導や支援を行います。

【費用負担】1 日 800 円（生活保護の方は無料）※食事代・送迎費等は別途

配食サービス事業

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週月曜日から土曜日までの間に 2 回以内で、配達員が昼食をお届けして、安否の確認も行います。

【費用負担】1 食 400 円

生活支援ホームヘルプサービス事業

退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。

【費用負担】1 時間 140 円（市民税非課税・生活保護の方は無料）

緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らしの高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

【費用負担】設置費等の 1 割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

火災安全システム事業

慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等に、住宅用防災機器等を給付または貸与します。

また火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行います。

【費用負担】設置費等の 1 割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し、事故防止を図ります。

【費用負担】要した費用の 1 割（月額 172 円）

自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。

【費用負担】要した費用の 1 割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

自立支援住宅改修給付事業

手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し、給付をします。

【費用負担】要した費用の 1 割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

老人用杖給付事業

所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給します。

【費用負担】無料

寝具乾燥事業

心身・精神上的の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣します。

【費用負担】無料

訪問理美容サービス事業

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者（要介護 3 以上）に対して、ご自宅に理髪店や美容院が訪問して理容または美容を行います。

【費用負担】1 回 400 円

家族介護慰労助成事業

高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。



【対象】介護保険要介護認定で要介護 4 または 5 の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去 1 年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族（要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護 4 または 5 に相当する方を介護している家族）

【慰労金】100,000 円

おむつ等の助成

【対象】寝たきりまたはそれに準ずる（認知症も含む）状態が継続すると認められ、現におむつを必要とし、かつ介護保険法に規定する要介護 3 以上の認定を受けている方等（生活保護の方は除く）

【費用負担】無料

老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

居住支援特別対策事業

民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。

【給付額】月額 5,000 円

救急医療情報キット配布事業

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。

【費用負担】無料

介護サポーター事業

介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動をして集めたポイント数によって、翌年度最大 5,000 円の交付金が受けられます。※詳細は 5 面をご覧ください。

家具転倒防止装置設置

要介護認定を受けている方等へ、常時居住する家屋の家具に家具転倒防止装置を取り付けます。

取り付ける個数は、1 家具につき 1 組として、1 世帯あたり設置数量は 3 個以内とします。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751